総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 令和5年6月5日(月)

開会 9時30分 閉会11時57分

- 2. 場所 第1委員会室
- 3. 付議事件
 - ①携帯基地局からの電磁波の強さについて見直しを求める陳情 (陳情第2号)
 - ②携帯基地局設置について設置・変更手続き条例の制定を求める陳情 (陳情第3号)
 - ③二宮町税条例の一部を改正する条例

(町長提出議案第39号)

4. 出席者 小笠原委員長、渡辺副委員長、羽根委員、小林委員、浜井委員、善波委員、 大沼委員、根岸議長

執行者側

- ①政策部長、地域政策課長、地域支援班長、都市部長、都市整備課長、計画指導班長
- ②政策部長、地域政策課長、地域支援班長、 都市部長、都市整備課長、計画指導班長
- ③町長、副町長、総務部長、戸籍税務課長、課税班長

傍聴議員 6名

一般傍聴者 4名

- 5. 経過
 - ①携帯基地局からの電磁波の強さについて見直しを求める陳情(陳情第2号)
- ②携帯基地局設置について設置・変更手続き条例の制定を求める陳情(陳情第3号) <趣旨説明>

村上様

陳情の趣旨は2つからなっている。最初は安全基準の見直しを国や県にしていただきたいというのが趣旨である。2つ目は携帯電話基地局、これから簡単に基地局と呼びますけれども、基地局の条例で、条例についてぜひ二宮で制定していただけたらという陳情である。趣旨説明の下の、陳情項目について読み上げる。町内のすべての携帯電話基地局の新規設置や変更にあたっては、事前申請として町民から要望があれば、携帯電話事業者による町民に対する事前の説明会開催を義務づける、そういう条例を速やかに制定していただきたい。それが趣旨である。

<陳情者に対する質疑>

渡辺 それでは3点お伺いする。電波障害について、二宮の方でも実際に 発生してる事例というのはあるのか。状況はいかがかということ、こ れが1点目である。陳情3号に関わることですが、全国で事前説明を求める条例や今回のように説明会開催を求める、義務づける条例が、全国でも増えてると聞いていますけれども、実際の状況はどの様な感じなのか教えていただきたいと思う。

村上様

2つの質問だと理解した。1つは二宮町で本当に健康被害が出てるの か、実態はどうなのかというご質問。もう1つは、住民説明会を義務 づける、非常に強い表現ですけれども、そういう条例はあるか、増え てるのかというご質問だと理解して答える。1つ目は二宮町で本当に 健康被害が出ているのかと。ちなみに去年の6月6日ですからちょうど 1年前、常任委員会で私どもの陳情を審査していただいたときに健康 被害はどうなんですかと質問された。その時のターゲットは二宮753 番地の地域に建っていた基地局である。それにお答えして、自覚症状 として頭が重いとか疲れが取れないと報告したかと思う。それが正式 な報告ですけれども、私がその基地局の周り300m以内の住民の方々 にインタビューしまして、不調はあるけれどもそれが本当に電磁波の せいかというのは知らなかったと。これが一番根本的な問題ですけれ ども、世界では30年ぐらい前から明確に科学的な調査、疫学調査です けれども、データが出て基地局による健康被害が確定している。確定 というのは表現が強いですが、30年ぐらい前の科学的な疫学調査で確 かに健康被害はあると。ICNIRPという国際非電離放射線防護委員会が 正式に出したのは、こういう状況を放っておいたら、ひどいことにな るので、何とかして安全基準を設けようと言ったのが現在のICNIRPの 基準値で、1000uW/cm2。日本も追従している。ところがせっかくそう いう法律ができましたけれども、どんどん健康被害が出てきている。 世界的に裁判になり、1番端的なのは世界で最も信用できる研究所、 がん研究所としてIARCという機関がありますが、これはWHOの 諮問機関である。IARCが出したデータ、結論というのをそのまま WHOは、言葉をマイルドにして世界に発信する。IARCが基地局 からの電磁波は、がんを起こす可能性があると結論付けた。そこから、 上を下への大騒ぎになりましたが、それと同時に携帯電話会社は非常 に大手の会社が多くて、会社がつぶれますから、キャンペーンを始め て、いやそんなことはない、因果関係の科学的なデータは出てないと いう論法で今に至っている。ところが科学的な証拠というのは、因果 関係だけではない。相関関係の、さっきお話に出しました疫学調査と いうのがある。だからこの2つで両方とも黒ですよ、白ですよと言っ たら、一般国民が非常に分かりやすいですが、少なくともデータはあ って、健康被害が起きてるということである。ちなみに先ほど副委員 長からお話があったように各地で実際に健康被害が出て、基地局を撤 去した例が日本でもある。それを見ても明らかですけれども、健康被 害がある。ただし重要なのは、国民もほとんどの人が知らない。分か らない。一方ヨーロッパの意識調査では70%以上の人が、基地局から の電磁波による健康被害の可能性はあると、一般人が感じている。日 本は0である。統計的には0。私も原田の地域を114件回ってインタビ ューしましたが、0でした。だから実際に基地局の前の人々は健康被 害を感じているけれども、それが一体何のせいか分からない。電磁波

による健康被害の典型的な例は、不定愁訴である。辛いだるい、頭が 痛い、ふらつく、鼻血が出る、寝不足等々。そういうのがいっぺんに くる。だから特定の原因が分からずに、調子悪いなあとなる。公式に 新聞記事になった等は聞いてない。ただ近隣では診断を受けた方がい て、健康被害報告をされてる方がいる。携帯電話会社が新しく基地局 を建てよう、或いは今ある携帯基地局に大きな改造をしようというと きに、神奈川県の鎌倉市の条例はどんな基地規模でも、前もって基地 局の業者は報告し、建築基準法に係わる係らない関係なしに、前もっ て報告しなさいと。鎌倉の画期的な条例というのは、住民説明会を携 帯会社が開きなさいと。これを義務づけたというのが全国初で画期的 である。これは2010年に施行されましたから、それに追従というか手 本にして作ったのが、宮崎県の小林市の条例。これをお手本として作 っているので、優れてますので一歩進んでいる。どんなことかという と、鎌倉は自治会の代表が住民説明会をしてもらうかどうかを決定す る権利がある。だから住民に聞いて、住民がやって欲しいということ になったら住民説明会がありますが、自治会の長が必要ないと思った ら開けない。ところが小林市の場合は、住民が開ける。ここが一歩前 進のところである。条例が増えてるか減ってるかっていうのは、非常 に難しいご質問ですが、私が事例研究してる限りでは鎌倉が2010年に 施行され、小林市が2015年ですから増えてる、反応が早いなと感じて いる。全国47都道府県、実際私が確認して事例研究して、条例にきち っとなった例は、10前後じゃないでしょうか。だからそんなに多くは ない。その中でも鎌倉の影響で、インターネットでも非常に関心を集 めている。

渡辺

先ほどWHOの諮問機関であるがん研究所、IARCの方では発がん性が指摘されたというお話でしたが、これに関していろいろな見方があるようで、WHOが出したファクトシートについての評価が、根拠がないというような、そういうことが書かれていたりするものも見ます。実際に電磁波の作用については、どの様にがん研究所の方で伝えられているのか、それをお聞かせ願いたい。先ほど二宮町の事例としては昨年の陳情審査に先立って、自覚症状が報告されているというお話でしたが、近隣の方でもはっきりとそういう例があるということですが、どんな状況だったかお伝え願えればと思う。

村上様

2つのご質問で、IARCはどのデータをもとに答申して、WHOは一見あいまいな表現で、関係がありそうだけど直接的なデータはないとか、そういう表現を続けているが、いったいどうなのかと言うこと。2つ目は、近隣の実際の電磁波被害状況ですね。最初のIARCの結論の基は、世界中にある電磁波による健康被害を徹底的に調べた。これぐらい照射したら本当になるかどうかと、人体実験はできない。動物実験はやっている。これは元々戦争の兵器として作られたものですから、人体実験のデータなど本当はありそうです。1948年、第二次世界大戦ぐらいまでは兵器として作られて、実験をやっている。私が知る限りでは動物実験で確認されて、今は面白い方法で影響が調べられていて、人体と同じ組成の液体というのが確立している。そこに非

電離放射線、電磁波を当てるとどうなるか、そういう実験はできます が、人体実験をできない中でIARCはどうやってがんの可能性があ るということを言ったのか。それは先ほど言いました膨大な量の科学 的疫学調査です。何千か私は知りませんが、それを調査すると確かに あると。IARCは賢い人とか、統計に強い人がたくさんいて、世界 の中では抜群のがん研究所で、そこで解析をするとどうも可能性があ ると。ランクは2Bだということをおっしゃいました。一般人は可能 性があるって言うと、ない場合もあるんじゃないかと思う。そういう 感覚で捉えますけれども、この世界はAになるかBになるかCになる かで、ものすごいお金が動く。死活問題になりますから、世界中はこ のIARCの結果を、かたずを飲んでみていた。IARCが発がんの 可能性があると結論づけた時には、センセーショナルを起こしました。 だからこそ携帯会社の人たちは、膨大なお金を出して反対キャンペー ンを起こしてそれが今も続いていますが、WHOは世界保健機構です からあまり刺激してもいけない。多分WHOはさっき言いました科学 的な証明も因果関係があるまでは、あまり騒がないでおこうとしてい る。IARCでしたら相関関係で、因果関係ではない。両方とも科学 的な証拠ですけれども、言葉をマイルドにしようということで相関関 係だったらこれだけ騒いでも、一般の人が文章を見ると大したことな いのではないかと思いますが、実際のデータは科学的には、健康被害 があるということですので、そこを間違えないで欲しい。日本は健康 被害の情報は、偉い人には入ってきているんでしょうけれども、一般 人は知らない。2番目の実際の健康被害ですが、私の隣に村越さんと いう、大磯に住まわれていた時に健康被害に遭われた方がいらっしゃ いますので、バトンタッチする。

村越様

とてもいい機会を与えられて、すごく感謝している。2年前に大磯 町の西小磯に住んでおりまして、電柱設置のお知らせとともに、携帯 基地局がうちの駐車場のところに建った。それが家の敷地の60センチ のところに建って、1月にそこから、4Gでしたけれど、稼働が始まっ た。その時に娘がコロナでテレワークになっていて、ほぼ1日中家に いるような仕事でしたので、そこで彼女は電波を受けていて、何か耳 がおかしいって言い出した。何年か前にメニエールを患っていたので、 また平塚の方の耳鼻科にかかり薬を飲み始めました。けれどだんだん ひどくなって、常に耳がふさがったような感じが取れなくなりました。 そのうちにめまいが起き、そして吐き気まで催すようになりました。 私はなんだろうと思っていたが、お向かいの電子レンジが使えないほ ど電磁波に弱い方に、それは電磁波かもしれないということを聞いた。 ご親戚の方が、山北の方で建てるにあたり、体に合わないから拒否し たという話も聞いた。そういう話を聞いたので、私も電磁波の関連の 本を買ったりして読んだところ、娘の症状がそこに出てくる症状と似 ていた。耳鼻科の薬は毎回欠かさず飲み一生懸命、彼女は治療に努め ていましたが一向によくならず、吐き気も週に2・3は回起きてもう大 変でした。後に彼女は、スイカ割りの時に高速でグルグル回されるの と同じなのだと言っていた。寝ていてもそれがずっと続く。それはも うひどくて、頭も上げられずにトイレも行けなくなる。寝たきりで枕

がおかしいからちょっと直させてと言うと、触るのやめてと言われて しまう。そのぐらいひどいんです。トイレも行けずにずっと寝てるし かない。彼女はこんな薬飲んでも私は直らないと言い出して、最終的 には耳鼻科の薬はやめた。しかし、寝てると一昼夜ぐらい何かの拍子 に少し収まり、ちょっと治まったので仕事を始めるとまた調子が悪く なってというのを繰り返した。私は電磁波というのはどうなるのかを 知らなかったので、測るのがあるのかと思って町の方へ相談しに行っ た。放射線を測るのがあるというのは聞いていたので。電磁波ってい うのは測るものがあるのかって聞いたら、町には設置していなかった。 県の方にも聞いてくれたらありませんというので、企業の方へ電話し てくださいって言われたので、仕方がなく企業で測ってもらいました。 そしたら測りに来た方に、外の方が強いですけれど中もありますと言 われた。中もあるということが、私はすごく怖かった。それは24時間、 屋根から窓から壁から、ここに入ってきている。そういう中に私たち はずっといたのだと分かった。本を読んでいましたから、被爆ってい う言葉が当てはまる様な症状になってきたと思ったので、すごく怖く なって本当にそうなのか、先生を探した。予約が必要でしたので2ヶ 月後にそこへ無理やり連れて行った。そしたらそこで宮田先生ってい う方から、電磁波過敏症というのは日本では認められてないけれど、 どんな微量な電磁波によっても起きるということで診断書を書いて いただいた。私は変な発想ですが、ホッとした。彼女は頭のMRIも 取りましたけど異常なしで帰ってきましたから、変な病気よりはこれ が原因だったんだと思った。彼女も半信半疑で、いやそうではないと は言いながら、やっぱり症状がよくならないので、とうとうウィーク リーマンションを自分で見つけて、1ヶ月ぐらいそこへ移りました。 そこへ行くと大分吐き気がなくなりましたが耳づまりはまだあって、 それも常にありうっとうしいと言ってました。1ヶ月なのですが、か なりウィークリーマンションもお金がかかる。働き手は彼女1人で、 彼女の給料の中でぎりぎりでやってましたから戻った。そしてまた仕 事を始めた。だけどやっぱりこの家にはいられないから近くの国府の 方に、古いアパートを借りた。そこに私も移りましたけど、一時的な ので家をどうするか考えずにとにかく治そうと思っていきましたけ ど、古いアパートでカビがすごくかった。そこにいて、症状が少しは 良くなりましたが、古いアパートでお風呂が深くて、沈まなきゃなら ないような状況で、私は3年前に股関節の手術をして、絶対に和式ト イレとか座ることは禁止されていた。だから夏はシャワーだけで済む が、冬になってお風呂に足を伸ばしてゆっくり入りたいというので、 毎日西小磯の家にお風呂に、彼女の車の運転で夜入りに行っていた。 私は免許を持っていないので。ところがそこに1時間いると彼女は具 合が悪くなる。ある時など途中で運転できないというので、路肩に車 を止めて救急車呼ぶからと言ったら、ちょっと待っていれば落ち着く からと言っていた。そんな状況が4ヶ月ぐらい続いて、やっぱりこの 家には帰れないと2人で相談した。目の下にもクマができ、やせ細っ て、血管が開いて何とか作用っていうのがあり、それが赤く湿疹のよ うになっているっていうことで、皮膚科にも行きましたけれど原因は 分かりませんが、言ってみれば被爆ですよ。両方の頬に出てくる。こ

のままだと死んじゃうと言うので、とにかく携帯基地局が脇にあって 健康被害が出たということをうたって、この家を売るしかないと私た ちは決心した。もう戻る気はないし、携帯会社とは何度も折衝しまし たけれど、政府の基準値が決められていてそれ以下なので、何も悪い ことはしてないのだから、何でうちが退かなければいけないんだと言 われた。その理屈の中で、頑として聞かなかった。だから私たちが引 くしかない。そこから離れるのが、私は2人とも健康を取り戻すには1 番いい方法だと思ったので手放しましたけれど、なぜ10年前に板橋の 家を離れて大磯へ移って、娘と私は生涯ここでゆっくりと暮らせるの だと思っていた。娘もローンを組んで、もうすぐ終わるっていうとき にそういう被害にあって、いまだに家の前を通ると涙が出る。決して 私たちは嫌で手放した家じゃない。私たちが苦労して見つけて建てた 家。なぜそういう目にあわないといけないのかという、理不尽さをい まだに抱えている。私自身も頭がぼーっとしたり、記憶が飛んだりと いうこともあった。だから目に見えないものですけれど、すごく怖い と私は感じている。今現在は平塚の方に去年の11月に移って半年以上 たちますけれど、吐き気はなくなりました。耳づまりもそんなにない。 とても元気になって食欲もあって、普段と変わらぬ生活をしています が、平塚も1歩外へ出ると鉄塔や携帯基地局が建っている。でも家の 中は、計測器を買えましたので測ると数値が低い。0です。0でも携帯 が繋がるということは幾らか微量な電波があると思うのですが、その 中で休養を取り、休む。大切な寝る時間はそこで行っていて、今はぐ っすりと寝れて、すっきりする。あの家にいると寝ていて、寝た気が しなかったし、動悸がして怖かった。お向かいに住む方が、ご主人が 1年ちょっと前にがんで急に亡くなられて、1人で住んでいて大変な被 害を体に受けている。そこを通る人があなたも引っ越さないのって言 った。こんな酷いことってありますか。30何年間ご主人と築いた家を、 うちはどうしようもなくて手放したのに、彼女に対して、あなた引っ 越さないのって、どういうことかと思って私はすごく腹がたった。世 の中本当に、知らないということは怖いと思う。勝手なことばかり述 べましたけれど、いまだに心の中では葛藤を抱えながら、でもこうし た機会を与えられて、私は皆さんに訴えることができて、とてもよか ったと思う。

委員長

被害の状況を事細かにご説明いただいた。渡辺副委員長はこれで質問よろしいか。他に今の渡辺副委員長の質疑の中から疑問に思われたこととか、陳情の文面の中で、こういう部分はこうなんじゃないかっていうこと等あるか。

大沼

私自身は電磁波に関する健康の被害ということは受けない、鈍感なのか分かりませんが、あまりそういうことに影響しない、したことがないので、気持ちの部分は分からないですけれども、今回携帯の電波ということで特定されている中で、村上さんも先ほど言っていたかもしれないけれど、多数の電波もしくは電磁波が世界中におそらく飛び交っているものだと思う。でもその中で、なぜその携帯の電波だと、特定というか固定をされてくるのか。概ね800メガヘルツとか900メガ

ヘルツという感じの電波ですか。このワイヤレスマイクも同じような 電波体なのかと思うんですが、そういうものの中でなぜ携帯なのかと いうところが1つの疑問でもある。また村越さんのお話では民間事業 者はなかなか移設をしてくれないというお話でしたが、二宮町の中で は2ヶ所、問題になったところは移設をされている、撤去されている という事実がありますので、その辺りがどういう違いなのかも疑問に 思うところである。それと現状この二宮町、また二宮町議会もですが、 デジタルトランスフォーメーションという国の方の意向を、より町を 利便性の高い、安全安心なまちづくりをしていくという中で推進をし ている。いわばインフラ整備の一環ということになってくるのだと思 う。避けては通れないというか、やはりなくすことはできないものな のかと認識していますが、そのあたりのところ、我々としてはやはり 公益的な判断というものが必要なポイントだと思う。その辺りの今後 の日本の国、まちづくりに関して、どのように思っておられるかをお 聞きする。あと先ほどIARCですか、科学的な根拠というようなお 話もされましたが、私がこの陳情をもとにインターネット関連で調べ た範囲だと、先ほど村上さんが言われているように、大きく科学的根 拠があってこれはいけないというようなことは、見つけることができ なかった。そういうところが裏手の話じゃないけれども、そういうこ とを言い出したらきりがないのかもしれないですが、私の方では携帯 電波、これが直接健康被害に結びつくというところの部分が、結局自 分で体験がない、体感できないものですから、資料で判断するしかな くて、そういうもので少ない情報かもしれないですけれど、調べた中 では出てこなかったというところがありますので、その辺りのところ をもう1度お話いただければと思う。

村上様

まず、なぜ携帯なのか。家に電磁波が出てるものはたくさんあるで はないかと。携帯の現状だけ目の敵にするのかという感覚でお聞きし ましたが、私も携帯電話使ってます。無線Wi-Fi使ってます。5 ギガと2.4ギガです。多くのご家庭の中には、大概携帯電話と電子レ ンジがあると思う。これらから出る電磁波というのは、基地局から出 る電磁波に比べて高い。基地局の方が低い。なぜ基地局の現状につい て文句言うのかということですが、家の中の電磁波は各自がコントロ ールできる。携帯電話があれば、ワンプッシュすれば簡単にスピーカ ーになりますし、運転してる人はイヤホンですれば問題ない。寝る時 とか使わない時は外しておくとかは、電源を切る。よく間違ってる方 がいますが、マナーモードだったら大丈夫だと。同じです。電源を切 らない限り、電波が出ている。電子レンジもそうです。ご家庭に電磁 波を測る測定器、数万で非常にいいものが買える。それで測れば分か るように、電子レンジから約5m離れたら心配しないでいい。ただ、 普通のご家庭で、電子レンジから5m離れたところまでキッチンがあ るかと言ったら少ないかもしれませんが、とにかくそこまで離れたら いいということ。2mでも3mでもいいんです。できるだけ離れたら、 かなり浴びる電磁波が低減される。基地局の電磁波というのは、24時 間つけっ放し、つきっ放し。これが違う。電磁波による健康被害はエ ネルギー、つまりここで書いてある電力密度と時間である。どれだけ

の時間いるか。電子レンジで皆さん経験あるように、例えば500ワッ トで珈琲を作りましょうというとき、時間は1分か2分。5分なんか入 れたら沸騰する。だから時間が重要。携帯電話とこういうもの、電子 レンジとの違いは時間。家庭のものは、コントロールできるというこ と。浴びる時間である。距離と時間さえコントロールする。だから私 も無線Wi-Fi使ってますが、それなりにコントロールしている。 使っていないときは電源切ってる。これはここではお話を公開しませ んが、学校の無線Wi-Fiが問題になっていますが、それも同じで ある。学校がコントロールできる範囲内。ところが経験上ですが、携 帯電話会社に幾らこうやったら健康被害が激減すると言っても、聞い てくれない。そんな難しいことではない。インフラもいりません、資 産もいらない。ただあそこのアンテナから出る電磁波をコントロール してくれればいい。夜を低めにするとか。子どもがいる保育園、幼稚 園、病院、そういうところを避けてくれたらいい。アンテナがあった ら全部、降り注ぐわけではない。舞台でのスポットライト、歌手の方 とか俳優の方に当てる。絞って顔だけ当てるけれども絞らなかったら ボワンとしている。角度を変えれば全然違うところに当たりますから、 コントロールはできる。そういうことを言ってるんですけれども、全 く聞く耳を持たない。なんでかというと、総務省が保証してくれてる からである。総務省の規定さえ、電波防御基準に沿っていれば法律上 何の問題もない。健康上の問題がないということで、聞く耳を持ちま せん。だから携帯と家電というのは違うんじゃないかと思っている。 2つ目。二宮で2件撤去したではないか、大磯でなぜ撤去できないのか ということである。むしろ二宮で基地局が撤去されたのを俯瞰して判 断できる機関がある。例外だと。二宮の撤去は考えられない。それで 費用を調べたら、設計から建築まで基地局というのは数千万かかる。 撤去にも数百万かかる。そんなものを法律に合って、運営してるのに 撤去しますか。二宮という町は、それまでは沈黙の町と言われてた。 東京に勉強会に行ってますが、色々な基地局の運動家とお会いしてお 話しますけれども、二宮は全く何も言わない。あれだけ基地局がある 町なんでしょうと言われた。それが二宮753は撤去され、中里第1公園 も撤去された。これはびっくりされた。何でかと。役場が正式に認め て、非がなかったわけです。国もOKだった。役場も欠点も非の打ち 所もないとして認めて、運営していたわけである。なぜ二宮はそんな ところを撤去できたのと。そういうのが俯瞰できる機関でみた二宮の 状況です。今までは沈黙の町が、偉いことになってるなと。だから大 磯がむしろ普通。むちゃくちゃなことをしている。人家の60cm前です よ。こんな無茶苦茶なことをやってますが、正式には文句が言えない。 それが大磯と二宮の違い。3番目。国のデジタル推進の意向について。 国会の政党によっては明確に推進しているところもある。私どもの立 場、つまり電磁波から健康を守る会の立場としては全く同感である。 基地局というのは必要インフラですから、ものすごい大事にしてどん どん進展してくださいと思ってる。ただ1点だけ、1点だけが基地局 で困るんです。安全性利便性、安心性、言うことない基地局ですけれ ども1点だけ困るのは基地局のある地点、いつも私ども測定していま すが、健康にとって全く危険極まりない基準以上の数値が出ている。

これはなくさないといけない。それが中里第1遊園地だった。中里第 1 遊園地のすべり台で、1週間に1回いつも1時間ぐらい測定していま したが、あそこは危険極まりない。予防原理の国際基準をはるかに超 えた。後で数字についてご質問があると思いますのでその時に説明す る。そういうところはなくさないといけない。利便性はいいです。安 全性はいい。そこだけをなくして欲しいというのが私たちの願いであ る。デジタル化に反対なんて毛頭していない。むしろ大歓迎である。 最後のご質問は、IARCが科学的根拠で云々と言ってるけれども、 ネットで調べたらそうでもないみたいな感じがする、はっきり分から ない。その通りだと思う。IARCのデータ、生のデータとか答申の データは一般の人では非常に難しい。言語も英語である。だからどう いう科学的根拠というのはさっきざっくり言った因果関係、原因があ って結果があるという因果関係、これは誰でも分かる。この水を飲ん だらコレラになりますよと。因果関係があったら、簡単にコレラ撲滅 ができた。ところが1854年。イギリスでコレラが大流行した時に、勇 敢な頭のいい医師がいて、共同で使ってる水道が原因じゃないかと調 べた。あちこち見てまわり、どこに患者が居てどこに死人が出たかと いうのを地図に移し替えた。ところが、そこの水を飲んだ人が全員コ レラになってるのかと言ったらならない。少数派であった。でもその 少数派がイギリスを震撼させた。原因は多分そこではないかというこ とで閉鎖した。水道ですからすごい非難は浴びたと思う。それを皮切 りにコレラの発生がパッと収まったわけである。これが疫学の原点。 1854年に初めて疫学というのが出た。IARCは2011年に発表しまし たが、この疫学という手法を使い、その当時まで出てるあらゆる疫学 の科学論文を精査して出した結論が、どうも発がん性がありそうだと。 もちろん全くなくて、ピンピンしてますよということはたくさんある。 疫学ですから、相関関係しか分かりません。コレラを含んでる水を飲 んでコレラになる人なんて少数派でした。そういうふうに人々、全体 の人々を守るのは、最初に疫学がスタートである。非常に近い例でフ ロンガス。冷凍庫冷蔵庫に必須のフロンガス。今は法律で製造禁止さ れた。違うガスは使われている。あれを使うところの上空のオゾン層 が破壊されてるというのは、疫学で分かっている。あのガスでオゾン 層が破壊されてるというデータなんて、地球規模の予算がいる。私た ちの健康を守っているデータの疫学というのは目立たないですけれ ど、地味ですけれども科学的論拠がある。実験済みのデータではあり ません。結論になりますけれども、携帯基地局から出る電磁波は健康 に悪いと、身を挺してでも証明できる。例えば携帯電話のオーナーさ ん。決定権を持ってるオーナーさんの一家を、前の中里の第1遊園地 のところに住めと言ったら知ってるから、住まない。あの近くでも非 常に危険極まりない地域がありますが、子どもたちをあんなところで 遊ばせて、あそこの中学行きたいな、高校行きたいな、大きくなった らこういう人になりたいな、弁護士になりたいな、医者になりたいな、 議員になりたいなという、子どもの希望をそういう環境にいたら、完 全に阻止する。例えばこんな写真を見た。勉強部屋の勉強机の真横に 電子レンジを置いている家がある。この子は受験失敗します。失敗し なかったら、私責任取りますから。科学的に神経細胞に電磁波を充て

る、基地局からも出てる電磁波を長時間充てると、がん化するなど大体機能停止する。不妊症の原因の基礎的なデータも出ている。子どもが将来大人になって子どもを持つ場合もそういう状況でいたら、必ず精子とか卵子とかに影響があって、まともではなくなる。こういうことが分かっている。4つの質問に答えたつもりですが、以上でよろしいですか。

大沼

先ほどのお話の中で、敷地から60センチのところに携帯の基地局を 建てられてしまったということだった。私の見た中の情報だと、一定 の設置の基準が設けられていて、その中でアンテナの施工方向という、 向きという部分で25cm、アンテナの上方、下方ともに70cmという安全 基準があると書いてあった。アンテナが建っていると、実際に出すと ころは上の一部分のところで、アンテナの柱の部分から出るわけでは ない。でも高さは多分5mぐらいの高さがあると思う。多分4、5m高 さがあるので、そうすると設置基準ところの部分では、距離はかなり 空いてくるのかなと思う。もしかしたら柱の部分も含めて考えるのか もしれないですけれど、正確には分からない。設置の基準というとこ ろの部分が逸脱して設置をされているとすれば、それはおそらく違法 なので、修正がされるということになると思う。それと先ほど二宮町 の中里に建っていた基地局電波は、数値がものすごく高かったという お話を村上さんがされた。そうすると、それもやはり基準値というか、 出力に関して一定の基準がかけられている中で運用されているはず なので、例えばそこだけが特別出力が高く出ていて、今の設置基準の 範囲を超えるところにまで影響があると仮にした場合には、それはデ ータをしっかり取って、司法の判断を求めていくことも可能である。 そのあたりのところ、今回はそういうことに至らずに撤去がされてい るわけですけれど、現状法律は今の形で定められてるわけですから、 そこから逸脱するならそのことについて実証して、違法性をしっかり と確立することが、現段階では先なのかと感じましたが、そのあたり のお考えはいかがか。

村上様

非常に鋭い質問ですが、まずは事実関係から。中里第1遊園地の基地局の電波基準はきちんと守られていました。測定で分かる。守られていて、なおかつすごい電波がすべり台で出ていた。このすごいという表現が、数値がないと何の意味もない。ちゃんと運営しているけれども、そういうところがすごい電波が出ている。私が何度専門家に言っても説得力がない。こういう基地局の基準値を見直していただけないかという条例を出す以上は、こういうことを調べた。日本ではないですが、世界で例えればフランス・スイス・ベルギー、それと米国。国全体の安全基準はある。ほとんどがICNIRPの1000μW/cm²です。ところが、さっき言った国々は、別の基準を持っている。どういうことかというと、各自治体が決めた基準である。日本はそんなことできるのかと。例えば、国が今1000と決めている。二宮は1にしようと。それは法律を超えることではないかと。成立するはずがないと。でも現に、たくさんの国々である。米国さえもある。どういうことかというと、国の全体的な電波防護指針はこれだけだと。ところが、私たちの自治

体はこういうことをケアしようと。言葉はいろいろですけれども、低 電磁波環境というのを作ろうと。なるべく低くしようと。子どもたち の保育園、幼稚園、学校というところは作ってはいけないと。それ以 外でも低くしようと。高いところは結構ですと。当然出てきますから、 やってくださいと。そういう方針で、各自治体独自の基準値を作って いる。最近もう一歩進んだ国がある。フランスです。フランスはどう いうことをやっているかというと、フランスは各自治体で国とは別に そういうのを持ってますが、もっとすごいことをやった。アベイユ法 案を出した女性議員がいる。これは2012年に施行されていますが、そ の法律は特異地点を設けようと。フランスは日本と同じで、1000です。 1000μW/cm²。ところがアベイユ法案というのはフランス全土で、こう いう地点を設けましょうと。具体的にはさっき言った数字を出します が10です。10µW/cmです。アベイユ法は10とそこを特定地点、地区と して、そこを出してる携帯電話会社、法律違反だから、牢屋に入れる とかそうではない。出ているところに関しては、6ヶ月の猶予を与え、 6ヶ月間にできるだけ技術的な改善をしてくださいと。その推移を見 て、その結果をインターネットで公開する。そういう法律が出ている。 だから世界は、1000ではどうしようもないと。健康被害を抑えられな い。IARC、私はそういう関連のところに関係したことがあります が、地球規模で断トツのところが疫学調査で可能性があると言い切っ た。だからもうあとには戻れない。ではどうしようかと。フランスは 1000から10にしたら国が混乱になるということで、各自治体で適切に やってくれと。アベイユという女性議員はもっと進歩して、全土でそ ういう特異地点を決めようじゃないかと。即禁止するのではなく、猶 予を与えて住民との話し合いもして、改善しようじゃないかと。

大沼

その 1000µW/cm²つていうのはマイクロ波のことでよろしいですね。今のお話の中でも言われているところで、その 1000µW/cm²から 10 に欧州とか他のところは基準値を下げているという。だからそこの部分についても、日本ももっと勉強しなければならないということを、おっしゃっていられると思うんですけど。例えば出力に関することだと思うので、先ほども言いましたけどデジタルトランスフォーメーション、その利用について村上さんも特に異論を唱えるつもりはなく、利便性の高いまちづくりに異論は全然ないと言ってました。その中でやはり出力を落として、そういう運用をすることが正しいかということになってくると、例えば 1000 から 10 と落としていくとすれば、100倍の数の基地局を作らないといけなくなるのか。出力を落とせば届かなくなるので、その分数をもっと至近距離とか、近いところに幾つも立てないといけなくなるのかなと思うわけですが、そのあたりのところご見解を持っておられるのか教えて欲しい。

村上様

大沼委員、数字に強いですね。100倍出力落とせということかというご質問だと思いますが、全然今のままである。不思議でしょう。総務省が日本全国の基地局で実際どれぐらい出てるかと調べると、基地局の出力はアンテナで 40µW/cm²以下です。40µW/cm²はすごいんですけれども、高いところでも、欧州評議会が出してる勧告とあまり変わら

ない。2017年のデータしかなくて今新しいデータを取り寄せてます が、それで見ると高いところでも1いかない。1uW/cmlだから、現状で いい。現状で全く問題ない。ただ裁判で最近問題になってる宮崎県延 岡市の大きな裁判。原告団は30万以上という相当な裁判ですが、そ この平均値を九州大学の教授が測ったところ、平均値が22だった。 フランスでさえ 10 超えたら危ないですという彼らなりの調査がある。 延岡市はなぜそうなったのか分かりません。出力もほとんど変わらな いはずである。だから、今のご質問何の心配もない。そのまま運営し てくださいと。ただし危険極まりない箇所、今はっきり言えるのは、 10 超えたら危険極まりない。子どもに影響は3以上あったら確実に ある。学校閉鎖された九州の福岡県の太宰府の小学校では、3以上あ って学級閉鎖になった。だからそこら辺の数 μW/cml、これを超えると ころは気をつけてくださいと。そこの地域からそういう苦情というか 報告があったら変えればいい。ワット数変える必要はない。角度を変 える。周波の周期を変える。学校に子どもたちがいる時間は決まって ますから、その時間体は避ける。だからヨーロッパ並みにしても、電 話は通じる。日本でもやっていて、何の心配もない。私は最初言った ように国の指針にも大賛成である。遠隔医療があって北海道でも最新 の手術ができるというのは、5 Gあったら可能性があるわけで、大賛 成である。でも1ヶ所だけ。健康に被害がある、著しい危険水準の箇 所は是正してください、ただそれだけ。セクトも何にもない。

<執行者側への参考質疑>

委員長

陳情者に対して質問のある方は以上ですね。それでは次に、執行者側への委員からの参考質疑がありましたらどうぞ。

大沼

今回二宮の中で2ヶ所の携帯基地局の撤去がされた。二宮町行政として、町民の中でそういう健康に対する不安とか、そういう地域の方々のご意見があったときに、民間の中での話かもしれないが、そこで二宮町行政がある程度動いて話をしていくというようなことはされているのか。期待ができるものなのか、そのあたり伺えますか。

都市部長

過去の2つの事例ということで私の方から話をさせてもらう。当然 住民の方が困っているという相談を受ければ、間に入ることは入りま すがやはり相手方があることですので、相手方が説明会を受けてくれ るかですとか、住民の対応を受けてくれるかですとかそういうことに なると思う。1つ目の原田の地下道のところは、町も知らないうちに 建築基準法の範囲の中で建ったものでしたので、そこはうちの方でも 企業に話をして、説明会をやってもらうような形をとってもらった。 結果として、地主さんの意向で撤去という形になった。もう1つは中 里の公園。こちらについては、先ほど言った建築基準法の範囲内でし たので、近隣住民の方には説明に歩いていただいた上で、反対される 方がいなかったので建ったというのが経緯である。その時に公園内に 建ってますから、公園内の使用許可を町の方で出した上で建てた。ア ンテナの構造を改造する場合、町に話をすることというのがありまし たが、その話がされないまま一部改造がされた。その話を企業の方にして是正をしてもらう予定でしたが、企業側の対応が悪くて、このままでは、町は貸し続けることはできないということで撤去していただいた。陳情者の方の意に反するかもしれませんが、健康被害とは別の件で、町との対応のやりとりで撤去がされたというのが、実際の内容になる。今後同じようなことがあって、住民の方が困ってるという話になれば、当然間には入っていくものだと思っている。

大沼

私の方で心配というか気になるのは、こういう規制が過度に進んだ場合に、電波の空白地帯みたいなものが生まれてしまって、交通の空白地帯と同じような、現代の生活の中においてその様な意味合いもあるのかなという心配。そうなると例えば、地区全体がこのことについて、厳しい規制になった時に、建てるところがどこにもなく、電波が届かないということが理由で生活しにくいということで、居住地として選択をされなくなるかもと先を心配するところがあるわけです。そういうことが起きたときに、やはり二宮町全体の問題にもなることかなと思いますが、町サイドとしてどの様にお考えか、聞きたい。

地域政策課長

大変難しいご質問だなと受けとめている。この条例ができた鎌倉市の方にも問い合わせしたところ、事前に住民に説明することで、不安が払拭されたということはあるだろうと。一方でやはり鎌倉は谷戸地形が多くて、電波の不通、電波障害の多い地帯が多くあるという中では、逆に基地局をしっかり立ててくれという声もあります、ということを聞いていましたので、生活インフラと健康被害とを一緒に考えていくというのは非常に難しいことだなということで、評価が難しいところということがお答えになる。

浜井

確認ですが、電波の問題等々ある中で民間企業ということで今、日本の中では、大手4社という形になるか。そういうもので例えばその会社によって特段被害が大きいとか、或いはこの会社はそういう声が少ないとか、何かそういったことを行政側として聞いたり把握してたり、例えば後発組の方が無理をして強めに何か出しているとか、そういった認識は行政の方では、あるのかどうか確認をお願いしたいと思う。

都市整備課長

ただいまご質問にありました企業、国内の企業さんによる差はないものなのかなと思う。強いて言えばやはりインフラ整備の中で、どうしても後発組の企業さんが基礎部分から始められてると思いますので、今報道等で名前が挙がってるようなところが、被害関係を訴えられる数としては、あるのかなというぐらいの感覚です。

委員長

他に執行者に質問はないですね。それでは質問がなければ休憩にして、傍聴議員の発言を許可する。傍聴議員は陳情者と執行者一括ですのでよろしくお願いする。

休憩 10 時 56 分

(傍聴議員の質疑:野地、松﨑、古谷、一石)

再開 11時18分

<意見交換>

委員長

休憩を解いて再開する。これより、委員による意見交換を行う。

渡辺

今日のやりとりを聞いていますと、いろいろな立場として基本的な見方がある。まず予防原則を取るか取らないか、これが1つ大きな分かれ目。それから疫学調査の結果を、受け入れるか受け入れないか。因果関係が明らかにされないと、これを科学的事実として認めるか認めないか、そういうところに絞り込まれてきてると感じた。以上、いかがですか。

大沼

WHOの発表している資料の中でも、科学的な根拠というものは薄いのかなと感じた。その中でやはり公益性、また公平性というか、そういったところをしっかりと判断をしていく必要が、議会にはあると改めて感じているところである。

<討論>

委員長

これで意見交換を終了する。これより討論に入る。討論に関しては 一括討論です。

羽根

私は陳情第2号電磁波強さの見直し方については不採択、陳情第3号の設置・変更手続き条例の制定については、採択の立場で討論をさせていただく。いろいろな立場の方がいる中で、一律にこの電磁波の強さを考えていくというのは、今の時点では私は難しいかと思う。一方第3号の方ですけれども、先ほど村越様の娘様のお話等ですね。個人差があり、すごく影響を受ける方は受けてしまうという状況等を考えますと、しっかり町の方で条例制定というところまでいくのか、私も分からないですが、しっかり説明会を行うとか、この場所だったらこういう方がつらい思いをするということは、しっかり受けとめていかなくてはいけないと思いますので、陳情第3号の方は採択という形でお願いしたいと思う。

大沼

私は陳情第2号、第3号ともに不採択の立場で討論をさせていただく。まず第2号の方に関して言いますと、基準値の見直しを求める意見書ということでしたけれど、先ほどのお話の中でも話が変わってくるのかなという印象を受けたところである。陳情第3号ですが、条例を速やかに制定することという陳情になってますので、条例を制定するということは、非常に慎重にやらなければならない事柄だと思う。その理由としては、やはりこの町で行われる陳情というものは、やがて国にも通じ、また法律の制定ということにも繋がっていく、地方の中では非常に大事な事柄だと受けとめておりますので、現状ではその方向で採択をするということは致しかねるということで、反対をさせていただく。

渡辺

私は、陳情第2号、陳情第3号ともに採択の立場で討論する。ここ で取るべき立場は、予防原則をきちんとつなぐこと。それから疫学調 査の結果をきちんと評価することだと思っている。まず 1 点目は ICNIRP の基準値の評価です。これに関しては、体内での発熱量を基 準とするところに留まっていると私は理解してますが、これは多面的 にこの被害を評価するという点では、少し時代遅れになっているので はないかと思う。そういう点で、陳情者がアベイユ法による10μW/cm²、 これを出されてるのは本当に妥当だと思う。私は、化学物質過敏症と の類似点を昨年の時にも陳情審査の時に述べておりますが、調べてみ ると厚生省は神経学的な機序、免疫学的機序、心因的機序、この3つ から全体を明らかにする必要があると謳っている。しかしまだ化学物 質過敏症については、決定的な解明に至ってないと言っている。です からシックハウスについて言えば、実際的なこの規制というのが有効 に働いていると、誰もが感じるところだと思う。さらにこの化学物質 過敏症というのは、1950年代にすでに可能性がアメリカの学会で指 摘をされている。ただ規制まで50年以上かかってるという状況です。 予防原則から考えますと子どもたちのそういう被害とか、住んでる人 間の言ってみれば人権の1つだと思う。そういう意味でリスクコミュ ニケーションを促進するという立場からも、やはり事前の説明会を二 宮町がきちんと条例にするということは、町自身の姿勢をはっきりと 示すことになって、またそのことが、他の町から来る人にとっても安 心の材料になると思う。以上をもって、賛成の討論とする。

委員長

以上で討論を終結する。

<採決>

委員長

それでは陳情第2号を採決する。陳情第2号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(举手少数)

委員長

挙手少数であります。よって陳情第2号は不採択と決定した。この 陳情の不採択に対する審査意見の作成についてはいかがいたしまし すか。

(「正副一任」の声あり)

委員長

正副委員長に一任の声がありましたので、審査意見の作成については、正副委員長に一任願いたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認める。よってそのように決した。以上で陳情第2号の審査を終了する。

次に、陳情第3号を採決する。陳情第3号を、採択とすることに賛

成の委員の挙手を求める。

(举手少数)

委員長

挙手多数であります。陳情第3号は採択と決定した。以上で陳情第3号の審査を終了する。

③二宮町税条例の一部を改正する条例(町長提出議案第39号)

<補足説明>

委員長

二宮町税条例の一部を改正する条例、町長提出議案第39号を議題とする。執行者側から補足説明がある。

戸籍税務課長

補足説明資料、二宮町税条例の一部を改正する条例の概要をご 覧いただく。1番趣旨ですが、地方税法の改正に伴い所要の改正 を行うものである。2番内容。大きく4つある。1つ目は軽自動車 税の種別割の税率の改正です。軽自動車税の種別割の税率に関す る規定のうち、現行のミニカー区分から3輪以上の特定小型原動 機付自転車、いわゆる電動キックボードが除外されたことに伴い、 町条例においても改正するものである。なお、今回ミニカー区分から除 外された結果、3輪以上の特定小型原動機付自転車は町税条例にお ける、原動機付自転車第一種に該当することになる。施行日は令和5 年7月1日です。少々分かりづらいと思いますので、恐れ入りますが資 料の2枚目をご覧いただく。特定小型原動機付自転車、電動キックボ ードの改正イメージの資料になる。左側が二宮町税条例における現行 の位置付けで、2輪の電動キックボードが原動機付自転車一種、3輪 以上の電動キックボードがミニカーの区分に分かれている。改正後は 右側の表の通り、原動機付自転車第一種に統一される。1枚目にお戻 りいただく。米印の部分です。本条例改正に伴い、特定小型原動機付 自転車のナンバーの寸法や様式が定められている、二宮町税条例施 行規則の改正を行う予定である。2つ目は軽自動車税の種別割のグリ 一ン化特例の期限延長に係る改正です。電気自動車等を取得した場 合における現行の経過措置等について、適用期限が3年延長された ため、町条例においても改正するものである。なお軽減率25%の対象 車両については適用期限の延長は2年となる。資料の3枚目をご覧い ただく。軽自動車税種別割のグリーン化特例の延長についてです。1 番上の表が現行の令和4年4月1日から令和5年3月31日までに購入さ れた車両についての、対象車両や軽減率等の表である。この表の網 掛けがかかっていない区分については、真ん中の令和5年度税制改 正による見直しについて、①税率を50%以上軽減する措置、3年延長 の表の通り、3年延長となり取得期限が令和8年3月31日になる。1番上 の表の網掛けがかかっている区分です。網掛けがかかっていないよう ですが、1番上の表の4つ目の①②③いずれも満たす軽自動車とありま すが、この部分が25%軽減、現行における25%軽減の部分ということ で、この部分だけ2年間延長になる。それ以外の部分につきましては、

3年延長ということになりまして、真ん中の表が3年延長、1番下の部分が2年延長1つだけとなっている。1枚目の資料にお戻りいただく。3つ目の軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置終了に係る、改正です。新型コロナウイルス感染症の影響や経済の動向を勘案して設けられていました、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置が令和3年12月31日で終了したことに伴い、町税条例においても非課税規定、税率の特例規定を削除する改正を行うものである。最後に4つ目は上記改正に伴う附則項番の整理ということで、本改正により削除された項があるため制定附則の整理を行う。

く質疑>

委員長

それでは、これより質疑を行う。

渡辺

それでは3点伺う。町営駐輪場でこの電動キックボードはどういう区分にされるのか。それから、現在電動軽自動車というのはどれぐらい登録されているのか。台数にも絡むことではあるのですが、単に延長だったということで今年度の予算に対する影響というのは、ないという理解でよろしいか。

戸籍税務課長

私の方から1つ目の駐輪場の関係です。担当課に確認はしたのですけれども、現在の駐輪場の条例に定められている原動機付自転車というのが、道路運送車両法で定義されている原動機付自転車で、今回税条例の改正は道路交通法の改正に伴ってのものになる。現状では私の想像的な部分もありますが、電動キックボードが駐輪場の条例に該当するものと、してこないものがでてきてしまうのかなと思うところがあって、担当課の方ではその辺の整備、周辺の自治体の状況を把握していきたいということだった。

課税班班長

2点目、3点目です。まず電動軽自動車こちらは令和5年度当初賦課の軽自動車税になりますが、グリーン化特例による経過が適用されている車両につきましては、4輪の自家用乗用車、ここでいうと75%を経過適用がされる車両が14台という状況である。なお3点目の予算への影響ということだが、今年度の予算をこちらの方で歳入予算計上させていただいた際には、令和4年度の実績が0台となっておりましたので台数として見込んでいるということではないのですが、あくまでもグリーン化特例の対象年限について令和5年3月31日取得分までが、令和5年度の歳入予算の対象となりますので、予算に入っているという観点で申しますと、予算の方はこれを見られている状況で予算計上している。

渡辺

実際町で電動キックボードは私まだ見たことないですけれど、電車に乗るのに置いていくとかいうことも、将来起こってくるかと思う。起こった時にきちんと答えられるように、ぜひ検討してください。要望する。それから去年が0台で今年14台ということで、急に増えた。ちょっとびっくりしていますが、予算の時は減税した部分はどこかで補填されるのか。確認だけお願する。

課税班班長

減収分というふうに考えることになりますが、普通交付税の基準財政収入額を算定する際に経過適用後の税率、今回で申しますと通常経過対象になっていない場合の標準税率が1万800円で、軽減後は2,700円、差分の8,100円掛ける台数分という形で、普通交付税の算定基礎数値にはなっているのですが、基準財政収入額の算出をする際にはその経過後の金額をもって、基準財政収入額を算定しておりますので、普通交付税でその差分減額については措置されていると考えている。

大沼

道路交通法が改正になった場合に電動キックボードの登録はなくなるのか。

課税班班長

電動キックボードの登録は戸籍税務課の窓口で行っていただく。今までの原付一種のナンバープレートとはまた別に、新たに課税標識というものを作成し、今年度の予算計上の際に見ていただいていたもので、電動キックボードの規格に合った形で総務省の方で標準様式という形で提示されたものを今年度作りまして、こちらの方で7月1日以降、順次登録に来られた場合には、交付していくような予定でいる。

大沼

総務とか戸籍で分からないかと思うので副町長に聞きますが、こういう税収を取っていくかたちになると、それ相応の歩車等の通行帯の区分というか整備も必要になってくるのかと思いますが、どのように考えているか。

副町長

現在の町の状況から言いますと、そこにまた1つ新しいものが加わると確かに危険が予想される。車と同じ扱いになるということですから、今後またいろいろな現状を見ながら後の整備については検討していかなければいけないのかと思う。現在、どうこうしてこうとは考えていないので、今後の課題とさせていただく。

休憩 11 時 55 分

(傍聴議員の質疑:野地)

再開 11 時 57 分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第 39 号を採決する。原案のとおり可決することに 賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長

挙手全員であります。よって議案第39号は可決された。以上で

議案第39号の審査を終了する。これをもって本委員会に付託されました案件の審査を終了する。

閉会 11 時 57 分